

ID: 645

担当部署: 子ども若者部 子ども若者応援課

処分の概要	支払いの調整		
法令名 根拠条項	児童手当法 第13条		
法令番号	昭和46年法律第73号		
【基準】 法第13条の規定による。 (支払の調整) 第13条 児童手当を支給すべきでないにもかかわらず、児童手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた児童手当は、その後に支払うべき児童手当の内払とみなすことができる。児童手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の児童手当が支払われた場合における当該児童手当の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日